

# 告 示

## 埼玉県選管告示第三十四号

令和元年八月二十五日執行の埼玉県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和元年八月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

選挙長

埼玉県戸田市氷川町二丁目三番一号

細 田 徳 治

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県さいたま市岩槻区東町一丁目六番六号

伊 藤 茂